



長野県報

1月24日(木)
平成31年
(2019年)
第3044号

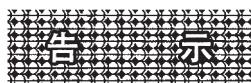
目 次

告 示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業の廃止の届出（障がい者支援課）	2
保安林予定森林（森林づくり推進課）	3
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	4
平成30年7月1日執行の大町市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）	5

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	9
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	10
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	11



長野県告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
株式会社Integrity	いつも。	佐久市原454	平成30年12月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人こすもけあくらぶ	宅老所こすもけあくらぶ	長野市川中島町今里87-6	平成31年1月1日	共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス
飯田市	飯田市こども発達センターひまわり	飯田市松尾新井5933-2	平成31年1月1日	居宅訪問型児童発達支援

障がい者支援課

長野県告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
非特定営利活動法人ハンディキャップしあわせサポートクラブ	障害者（児）地域生活支援ステーション千曲	千曲市大字上山田490-5 ネスト・アップルハイツB-7号室	平成30年11月1日	同行援護
一般社団法人しょう	しょう×ちくま	千曲市大字戸倉1770番地1	平成30年11月1日	就労移行支援 就労継続支援B型
一般社団法人しょう	しょう×あさま	佐久市長土呂184番地1	平成30年11月1日	就労移行支援 就労継続支援B型
株式会社さくら福祉会	ジョブテラス山の畑	佐久市甲字山ノ畠1691-1	平成30年11月1日	就労継続支援B型
株式会社綜合キャリアトラスト	SAKURA松本センター	松本市村井町南3-5-2 ちくま第3ビル4階	平成30年11月1日	就労定着支援
株式会社悠凜	相談支援事業所 悠凜館	松本市大字島内2047番地3	平成30年11月1日	一般相談支援
株式会社ウォームプランケット	就労定着支援事業所リズム	上田市中央二丁目8番10号	平成30年12月1日	就労定着支援
社会福祉法人高水福祉会	常岩の里ながみね	飯山市大字常盤100	平成31年1月1日	共同生活援助
社会福祉法人しらかばの会	第5しらかばハイツ短期入所	北佐久郡立科町大字塩沢33-1	平成31年1月1日	短期入所
特定非営利活動法人ふくろうS U W A	ふくろう相談支援センター	茅野市玉川4011番地1	平成31年1月1日	一般相談支援

障がい者支援課

長野県告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人中野市社会福祉協議会	中野市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	中野市大字西条70番地1	平成30年9月30日	重度訪問介護 行動援護
特定非営利活動法人まごころ	在宅介護サービスまごころ	上田市下之城804-39	平成30年9月30日	居宅介護 重度訪問介護
有限会社月岡ケアサービス	月岡ケアサービス障害福祉サービス事業所	諏訪郡下諏訪町東赤砂4699-15	平成30年9月30日	行動援護
特定非営利活動法人リブサポート南信州	サポートステーションさら	駒ヶ根市飯坂1-17-12	平成30年10月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社豊洲ケアサービス	訪問介護事業所とよす	須坂市相之島530	平成30年10月31日	居宅介護
特定非営利活動法人あい・わーくす	あい・わーくす	松本市会田3912	平成30年10月31日	生活介護 就労継続支援B型
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	西駒郷宮田支援事業部	上伊那郡宮田村5450-188	平成30年11月30日	一般相談支援
有限会社アキプランニング	カルテット	須坂市大字須坂1544-9	平成30年12月1日	居宅介護 行動援護

特定非営利活動法人樹

弥生ヶ丘グループホーム

伊那市西町5710-11

平成30年12月1日

共同生活援助

障がい者支援課

長野県告示第22号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村智里4173の13、4173の15、4173の55、4190の2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第24号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第23号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

長野県告示第25号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第26号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成31年1月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡南木曽町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曽町(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

選告示第2号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成31年1月24日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第17条の4の見出し中「又は抹消」を「、抹消又は登録の移転」に改め、同条中「において準用する法第24条第2項」を削る。

別表第1の不在者投票のできる身体障害者支援施設中

「社会福祉法人横浜福祉協会霧ヶ峰 諏訪市大字上諏訪字角間沢東13338-122

」を

療護園

」に改める。

「障害者支援施設すわ湖のほとり 諏訪市渋崎1793-40

別表第2中

南佐久郡 小諸市 佐久市・北佐久郡

を

小諸市 佐久市北佐久郡 南佐久郡

に、「上田市・小県郡」を「上田市小県

郡」に、「岡谷市・諏訪郡下諏訪町」を「岡谷市諏訪郡下諏訪町」に、「茅野市・諏訪郡富士見町及び同郡原村」を「茅野市諏訪郡富士見町

及び同郡原村」に、

上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市

下伊那郡 飯田市

伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡

飯田市下伊那郡

に、「東筑摩郡 松本市」を「松本市東

筑摩郡」に、

北安曇郡 大町市
上水内郡 長野市 須坂市・上高井郡 千曲市・埴科郡
中野市・下高井郡 飯山市・下水内郡

を

大町市 北安曇郡
長野市上水内郡 須坂市上高井郡 千曲市埴科郡
中野市下高井郡 飯山市下水内郡

に改める。

様式第12号の5中「抹消」の次に「(登録の移転を)」を加える。

様式第12号の6中「の登録」の次に「(在外選挙人名簿への登録の移転)」を加える。

様式第122号の4、様式第122号の7、様式第122号の10、様式第122号の13及び様式第122号の15のその2中「長野県知事選挙」を「(何)選挙」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、次の一般選挙の選挙期日の告示の日から、様式第122号の4、様式第122号の7、様式第122号の10、様式第122号の13及び様式第122号の15のその2の改正規定は、平成31年3月1日から施行する。

選挙管理委員会

選告示第3号

平成30年7月1日執行の大町市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成31年1月24日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

裁決書

長野県大町市美麻13992番地

審査申立人 種山博茂

長野県大町市平20742番地2

審査申立人 藤井英一

長野県大町市平9560番地53

審査申立人 大和幸久

長野県大町市平7215番地1

審査申立人 横田春樹

上記審査申立人ら（以下「申立人ら」という。）から平成30年8月20日付けで提起された同年7月1日執行の大町市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、長野県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

1 本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して、大町市選挙管理委員会が平成30年8月10日をもって行った決定は、これを取り消す。

2 その余の本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

平成30年7月9日、申立人らは、本件選挙における当選人の当選の効力に關し、同日付けで大町市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出を提起したが、市委員会は同年8月10日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人らは、原決定を不服として、本件審査の申立てを提起したものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙において当選人として決定された牛越徹は、北アルプス国際芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の実行委員長の職にあるが、実行委員会は大町市（以下「市」という。）に対して請負をする関係にあるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第142条に規定する関係を有するので、当選を失うものである。

2 市と実行委員会の間には、市が実行委員会の事業費の大半を負担金として支出するという取引契約が成立していた。このため、市と実行委員会の間にはひろく業務として行われる経済的な取引関係が存在している。実行委員会は、市の施策である北アルプス国際芸術祭信濃大町食とアートの廻廊（以下「芸術祭」という。）

の事務・事業を市に代わって行う団体であり、市から芸術祭の事務事業の実施を実質的に委任又は委託されている。

市は実行委員会に構成団体として負担金を支出しているとするが、実体として経済的取引契約がある場合は請負に当たるのであり、当該負担金には実行委員会の業務に対する対価の支払いという経済的関係が存在する。

3 市委員会の審理において、異議申出人らは、平成30年8月6日付け文書で市委員会に対し提出書類等の閲覧及び写しの交付を求めたが、市委員会は審理手続を終結した旨を通知せず、同月10日付けで異議申出人らに対し原決定を通知した。証拠書類等の閲覧及び写しの交付の機会を与えることなく審理手続を終結した市委員会の審理手続は、異議申出人らの権利を奪う違法なものであるから、原決定は取り消されるべきである。

裁決の理由

1 市と実行委員会の間の請負関係について

(1) 兼業禁止規定の趣旨及び同規定にいう請負の意義

地方自治法第142条及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第104条の規定の趣旨は、「普通地方公共団体の議会の議員や長が当該普通地方公共団体の公金を継続的に自己の営業上の所得とすることになると、当該議員、長による公平な議事の運営や議決権の行使、公平な担任事務の執行は望み難く、議員、長たる地位を自己の営業の利益のために利用するおそれが生ずるので、これを未然に防止することにある。」（東京高等裁判所判決平成15年12月25日）とされている。

また、地方自治法第142条の兼業禁止規定における請負の意義については、「当事者の一方が或る仕事を完成し、相手方がその仕事の結果に対してこれに報酬を与えることを約するという民法所定の請負のみならず、いやしくも営業として、地方公共団体に対して物件、労力などを供給することを目的としてなされる契約をもすべて含むものと解する。すなわち、本来の意味での請負のみならず、ひろく業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約をすべて含むと解するのが最も妥当である。」（大審院判決明治37年。行裁宣告明治45年、大正1年）と解釈されている。

(2) 経済的ないし営利的な取引関係の存否

ア 申立人らの主張

申立人らは、「市と実行委員会の間にはひろく業務として行われる経済的な取引契約があった」、「実行委員会は市から芸術祭の事務事業の実施を実質的に委任又は委託されていた」、「実行委員会は市の機関ではなく市とは別個の団体であるため市の事業を直接執行することができない。このため、市は実行委員会に業務を委任し、実行委員会は市に対し請負をする関係にあった」などと主張している。

なお、この実質的な委任又は委託の論拠として、申立人らは、「平成28年市議会3月定例会議録における理事者の答

弁を整理すると、「実行委員会は市から芸術祭の事務事業の実施を実質的に委任または委託されていたものだ」と主張している。

また、申立人らは、「芸術祭事業費負担金には実行委員会の業務に対する対価の支払いという経済的取引関係が存在する」と主張している。

さらに、「市長は私的な立場で決定した芸術祭事業の実現を目指して平成27年11月から実行委員長に就任し、その後今日に至るまで市長と実行委員長も兼務することにより不明朗な公金支出を継続的に行っている。したがって市長は個人的な利益を図るために市長の職務執行の公正、適正を損なうおそれがある状態を越え、実際に職務執行の公正、適正を損なう行為をしていること」、「実行委員会が、各年度における残余の金額を蓄財し、平成29年度における累計額が5,700万円強となったものであること」などを主張している。

イ 市委員会の主張

市委員会は、「市は実行委員会の構成団体で、かつ、事業費の大半を負担金として支出する中核的な位置にあり、市組織内に担当部局を設けるなど積極的な推進役を担っていること」、「実行委員会への負担金は、市が構成団体となっている実行委員会に援助的な目的を持って交付しているものであるため、市と実行委員会の間に広く業務として行われる経済的な取引契約が存在しているとの解釈は誤りであること」などを主張している。

また、「市が実行委員会に支出した負担金は、実行委員会の構成団体として支払ったものであり、実行委員会の業務に対する対価ではないこと」、「実行委員会は芸術祭を広く市民の参加又は協力を得て開催することを目的に、地域の公共的団体や市内企業等を幅広く構成団体として組織化したものであること」、「実行委員会の構成団体に対して報酬支弁その他の利益分配がなされていないこと」、「実行委員会は営利行為を行っていないこと」、「実行委員会が営利を目的とした団体ではなく、芸術祭が公共的な性格を有する事業であったことから、平成29年の芸術祭閉幕後、実行委員会から市に対し芸術祭の収支の差額分5,700万円の寄附がなされたこと」などを主張している。

ウ 証拠等により認められる事実

(7) 芸術祭

平成29年市議会3月定例会議録によれば、市は芸術祭を市の総合計画、総合戦略等に掲げられた市の施策として位置づけ、市において地方自治法に基づき責任を有する事務であるとしている。

(イ) 実行委員会

実行委員会の会則は平成27年11月8日から施行され、平成28年度当初及び平成30年度当初に改正された。平成30年度当初に改正された実行委員会会則によれば、「実行委員会は、現代アートの力を借り、本市の豊かな自然や清冽な水、育まれてきた伝統的な生活文化や食文化など地域の魅力や事業を通じて創造した新たな魅力を国内外に発信するため、国際芸術祭や信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業（以下「A I R事業」という。）を企画運営し、人々の流動・交流を起こすことにより交流人口を拡大することを目的とする」組織であり（会則第2条）、その事業

は、芸術祭の企画、準備及び運営に関する事業、A I R事業の滞在施設管理、招聘アーティストの創造活動支援や市民との交流、作品展示、市内の芸術・文化活動によるまちづくりの支援等に関する事業及びそれらの目的を達成するために必要な事業である（会則第3条）。

なお、いずれの実行委員会会則にも、構成団体への利益分配、役員への報酬支払い又は実行委員会として利益を追求することに関する項目は見られない。

(ウ) 実行委員会の役員及び組織

実行委員会の会則によれば、実行委員会は、実行委員会の目的（会則第2条）及び事業（会則第3条）に賛同する機関及び団体をもって構成するとされ、入会に当たっては実行委員長の承認を受けるものとされている（会則第4条）。実行委員会には、市及び県や国の機関のほか、経済団体、観光団体、福祉団体、同業組合等の各種団体や組合、観光事業者、交通事業者、商店、飲食店等、多種多様な企業等が参加しており、その構成団体数は、平成28年度は59団体、29年度は64団体であった。この構成団体から各1名（平成29年度は市から2名）が実行委員会の会員となっていた。

実行委員会の役員は、実行委員長1名、副実行委員長若干名、専門部会長若干名、副専門部会長若干名及び監事2名である（会則第5条第1項）。実行委員長、副実行委員長及び監事は総会において互選され（会則第5条第2項）、専門部会長及び副専門部会長は専門部会において互選される（会則第5条第3項）。平成30年度の副実行委員長は、市教育長、大町商工会議所副会頭、市旅館業組合組合長、大町まちづくり協議会会长の4名であった。

実行委員長は実行委員会を代表し会務を総理する者であり（会則第7条第1項）、総会及び企画・運営会議を招集してその議長となる（会則第10条第1項及び第12条第3項）。市長は、前任期中の平成27年11月に実行委員長に就任し、それ以降実行委員長の職にある。

総会は、事業計画並びに予算及び決算に関する事項、会則の改廃に関する事項、及び芸術祭の開催に関連する重要な事項に関する事項を決定する権限を有する。総会は、会員の過半数の出席がなければ開会し議決することができない。議事は、出席した会員の過半数（委任状により受任された者を含む）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる（会則第10条）。

企画・運営会議は、実行委員長、副実行委員長、専門部会の部会長及び副部会長、総合ディレクター、副市長並びに市関係部長をもって構成され、芸術祭の事業実施に係る企画、運営、連絡調整等について検討し決定する権限を有する（会則第12条）。

実行委員会の平成30年度の事業計画によれば、専門部会には総務部会、食部会、アート部会及び広報・誘客部会がある。

実行委員会の事務局は、市総務部まちづくり交流課に置くこととされ、事務局の職員は実行委員長が任命し、その組織及び運営に関する事項は、実行委員長が別に定めることとされている（会則第18条）。また、実行委員会の総会資料から確認することができる平成28年度の事務局長は市総務部参事、事務局次長は市総務部まちづくり交流

課長であり、事務局はあわせて10名の市職員の兼務により構成されていた。

(イ) 市と実行委員会の契約及び市の負担金支出に係る経緯市と実行委員会の間に委任、委託、請負等の書面による契約があったことを示す直接の証拠はない。

また、申立人らが市と実行委員会の間に実質的委任等があった論拠とする平成28年市議会3月定例会会議録によれば、市理事者側の答弁内容は以下のとおりである。

平成27年11月に市は文化庁の補助金（芸術文化による地域活性化・国際発信推進事業）に応募するに当たって、補助金要項により申請の主体が自治体でなければならず、実行委員会が直接文化庁に申請することができなかったので、市が申請をしたこと。

申請当時は、市は実行委員会に補助金として支出することを考えていたこと。

その後、負担金による支出になったのは、市が自ら参画している実行委員会に補助金として支出することができないため、市と一緒に参画し実施している事業に対して、全面的に委託するということではなく、市が負担金として支出し、事業を行うこととしたこと、などであった。

(ホ) 実行委員会における報酬等の支払い

実行委員会の平成28年度及び29年度の決算書及び収支計算書並びに平成30年度の予算によれば、市長に実行委員長としての報酬が支払われたという事実は認められず、実行委員会の構成団体に対して報酬支弁やその他の利益分配が為されたという事実も認められない。

(カ) 実行委員会の事業費

実行委員会の平成28年度及び29年度の決算書及び収支計算書並びに平成30年度の予算によれば、実行委員会の収入状況及び市の負担額は別表1のとおりであった。

実行委員会は、事業費を平成27年度から平成28年度に146,057円、平成28年度から平成29年度に57,450,524円、平成29年度から平成30年度に721,557円繰り越している。

なお、実行委員会は平成29年度に57,000,000円を芸術文化の振興を目的として市に寄附した。

エ 判断

市は負担金支出により実行委員会の事業費の多くを担っており、構成団体として唯一負担金を支出している団体である（県の元気づくり支援金は県が構成団体として負担する負担金ではない）。また、実行委員会の役員や事務局を市の特別職や市職員が務めている。

これらのことから、市は実行委員会の中核的な構成団体であると認められ、実行委員会は市の施策である芸術祭を実施するための組織であることもまた認められる。

したがって、市は、実行委員長、総会、企画・運営会議を通じて、実行委員会の予算、方針などの基本的な意思決定や事業の企画運営に市の意向を反映していくことが可能であったと判断され、実行委員会との間で委任などの契約を結ばなくて、芸術祭の実施に関与することが十分可能であったと判断することができる。

また、平成27年度から平成28年度への146,057円、平成29年度から平成30年度への721,557円の繰越金は、実行委員会の会計規模を考えると、蓄財と呼べるほどではない。さらに、

実行委員会は平成28年度から平成29年度へ57,450,524円を繰り越したが、平成29年度には事業の余剰金57,000,000円を市に寄附したことから、実行委員会が各年度における残余の金額を蓄財していたということはできない。

上述のとおり、実行委員会は市の施策である芸術祭を実施するための組織であり、その会則には構成団体の利益追求に関する事項は認められず、実行委員会役員への報酬支払い及び構成団体への利益分配を行っていない。

また、実行委員会においては、事業計画、予算及び決算は総会での議決によるほか、事業の遂行に当たっては、企画・運営会議や専門部会といった組織が設けられ、それらにおける意思決定には市の職員以外の会員又は役員の賛同が必要となっているので、市長が意のままに事業を遂行できるわけではない。

これらのことから、市と実行委員会の関係には、市長が市の公金を継続的に自己の営業上の所得とするという事情は認められず、市長たる地位を自己の営業の利益のために利用するという関係も認められない。

以上のことから、市と実行委員会の関係は地方自治法第142条及び公職選挙法第104条の規定の趣旨を侵すおそれがないものと判断される。

したがって、市と実行委員会の間に、ひろく業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約を認めるることはできない。

なお、市が実行委員会に支出している負担金の法的性格等に関して、申立人らと市委員会は当該負担金が地方自治法第232条に規定する「経費の支弁」に当たるか、同法第232条の2に規定する「補助」に当たるかなどについて各自主張している。しかしながら、市が当該負担金をどのような根拠に基づいて予算化し、どのような費目で支出するかは、市と実行委員会の関係が同法第142条の規定により禁止される請負に当たるか否かの判断に直接影響を及ぼすものではない。

(3) 当選無効についての判断等

以上のとおり、市と実行委員会の間に地方自治法第142条における請負の関係があるとする申立人らの主張は採用することができない。

よって、本件選挙における当選人は、公職選挙法第104条の規定により当選を失うものではない。

なお、申立人らは市長の当選の失効に関して、ほかに、地方自治法第142条の主として同一の行為をする法人に関する最高裁判所の判例（最高裁判所判決昭和62年10月20日）などを引いて、同条にいう請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いこと、市が実行委員会の事業費の2分の1以上を支出していることなどを主張しているが、当該判断部分は上記の主として同一の行為をする法人に該当するか否かに係る判断であり、本件には直接関係がない。

また、同条の適用除外法人に関する主張についても、当委員会の判断するところとは無関係であるため判断することを要しないものである。

2 市委員会の審理について

(1) 提出書類等の閲覧及び写しの交付の手続

公職選挙法第216条第1項により準用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項により、異議申出人は審

理手続が終結するまでの間、提出書類等の閲覧及び写しの交付を請求することができる。また、異議申出人から書類等の閲覧及び写しの交付を求められた場合は原則として拒むことができないとされている。法がこのような手続を設けた趣旨は、異議申出人の有効な反論の機会を確保することにあるとされている。

なお、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第10条において、交付の求めは文書によらなければならないものであり、交付の求めには交付の方法等の一定の事項を記載しなければならないと規定されている。

また、行政不服審査法第41条第3項により、審査庁（市委員会）は、審理手続を終結したときは速やかに審理関係人にその旨を通知しなければならないとされている。

(2) 双方の主張

ア 申立人らの主張

申立人ら（以下、市委員会の審理においては「異議申出人ら」という。）は、平成30年8月6日に、市委員会に対し、提出書類等の閲覧及び写しの交付を求めたが、市委員会は異議申出人らに対し何らその機会を与えるに審理手続を終結したほか、異議申出人らに審理手続の終結を通知しなかった。このため、市委員会の審理手続は、法の規定に違反し異議申出人らの知る権利を奪う違法なものであったので、原決定は取り消されるべきである。

イ 市委員会の主張

市委員会は、平成30年8月6日に異議申出人らから書面による提出書類等の閲覧及び写しの交付の求めを受け、翌7日と翌々日の8日は異議申出人らの都合が悪いこと及び異議申出人らのうち大和氏のみが閲覧することを確認し、6日中に、電話で大和氏に9日の午後1時から3時までの間に閲覧するよう伝達した。しかしながら、大和氏は閲覧に来なかった。電話連絡により閲覧等ができる旨を伝達しているため、その機会を与えていないとはいえないで、申立人らの主張には理由がないとしている。

なお、提出書類の閲覧等の求めへの対応について、市委員会としては、法令上の定めはないが、異議申出人らに対して書面により通知することが適当であったと思われる所以、手続が適切でなかったことは認めるとしている。

また、審理手続が終結した旨の通知をしなかったことについて、市委員会は、この通知を遺脱したことを認めているが、通知の遺脱はあったものの、提出書類等の閲覧等の機会を与えていないという事実はなく、これらのことをもって、ただちに決定の効力に影響が出るものではないと弁明している。

(3) 証拠等により認められる事実

市委員会は、市のまちづくり交流課長から別表2の書類等が提出された旨を異議申出人らに平成30年7月30日付けで通知した。

同年8月5日に市委員会が開催され、議事録によれば、決定書（案）の内容について検討がなされた。実行委員会の会員又は構成団体に報酬が支払われていないこと、市と実行委員会の関係は市が芸術祭の業務を発注してその業務を実行委員会が行うという関係はないことなどを確認し、市と実行委員会の関係は地方自治法第142条にいう請負に当たらないとするなどを決定した。また、異議申出に係る今後の審理予定について、事務局から同月10日の委員会で審理する予定であることが説明

された。

一方、異議申出人らは同年7月30日付けの市委員会からの通知を受けて、同年8月6日付け文書「提出書類等の閲覧等の求め」により、提出書類等の閲覧及び交付を求めた。この書面には行政不服審査法施行令第10条に規定されている交付の方法等の記載が欠けていたが、市委員会がこの記載の不備について補正を求めた等の主張や証拠はない。同日中に、市委員会がこの請求を受けて異議申出人らに電話連絡して閲覧の日程の連絡をとったことが認められる。

同月10日に市委員会が開催され、議事録には、決定書（案）の内容の検討に係る具体的な議事の記載は見当たらないが、事務局が資料により説明した決定書（案）について、原案どおり可決された旨が記載されている。

なお、以下の事実については双方に争いがない。同日中に市委員会が決定書を決定し交付・告示したこと。審理終結に際して市委員会が異議申出人らに審理終結の通知をしなかったこと。異議申出人らが提出書類等の閲覧を行っていないこと。異議申出人らが提出書類等の写しの交付を受けていないこと。

(4) 判断

異議申出人らの平成30年8月6日付け文書による提出書類等の閲覧及び写しの交付の求めは、同年7月30日付けの市委員会からの通知を受けた対応であり、時期に遅れたものであるなどの事情は見られない。

法令上、異議申出人らは提出書類等の閲覧及び交付について、審理手続が終結するまでの間、請求できるものであるところ、市委員会は審理手続の終結を通知しておらず、実際にも同月8月10日まで審理を継続する予定であったと認められるので、市委員会は、同月6日付けの異議申出人らによる提出書類等の閲覧及び写しの交付の求めに応じなければならなかつたものである。

証拠によれば、異議申出人らが文書によって提出書類等の写しの交付を求める意思について示していたことは明らかであるにもかかわらず、市委員会は、審理の終結を通知をしないまま、同月10日に市委員会を開催して決定書を決定し交付・告示したというのであるから、市委員会が異議申出人らに提出書類等の写しの交付を受ける機会を与えていたとは認めることはできない。

また、閲覧及び写しの交付の対象とされた文書の分量がA4版で99枚あったことを踏まえるならば、そもそも仮に同月9日に閲覧するか、交付を受けたところで、市委員会が同月10日に決定書を決定するまでの間に異議申出人らが有効な反論等をする機会は、実質的にはなかったものと考えられるので、異議申出人からの提出書類等の閲覧及び写しの交付の求めを受けて、市委員会は審理日程の調整等の対応をとる必要があったものと考えられるが、市委員会がそのような対応を行うことはなかつた。

法が提出書類等の閲覧等の手続を設けた趣旨が、異議申出人らの有効な反論の機会の確保にあることに鑑みると、このような市委員会の審理の進め方は拙速であり、異議申出人らの提出書類等の閲覧や写しの受領がないまま審理を終結した市委員会の審理の進め方には重大な瑕疵があったと言える。

以上のとおり、異議申出人らは証拠を閲覧した上で十分な主張・反論をする機会を奪われたもので、市委員会において適正

